

登録人材紹介会社募集のお知らせ（平成30年度）

県内の中小企業等に対し、新事業展開等に必要なプロフェッショナル人材の有料職業紹介を積極的に実施し、県内産業の活性化に貢献していただける有料職業紹介事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）を募集しています。

プロフェッショナル人材

新たな商品又はサービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材

プロフェッショナル人材戦略拠点

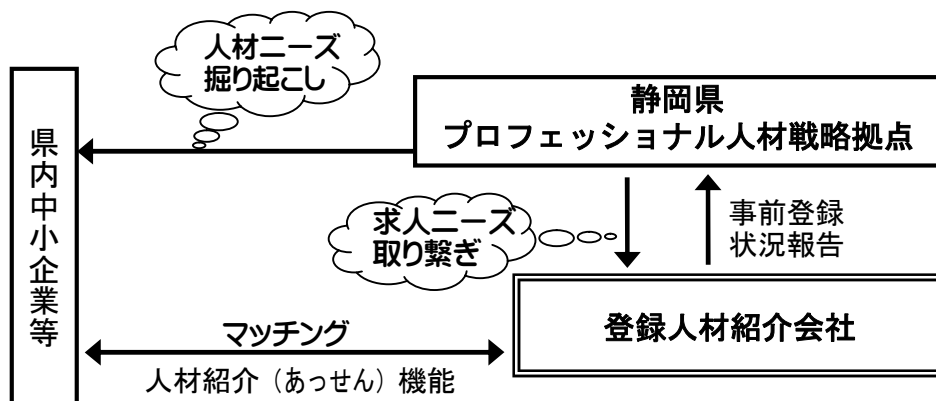
県内の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする地域の拠点

登録人材紹介会社

「プロフェッショナル人材紹介会社登録要領」に基づき、拠点に登録したもの

※ 登録人材紹介会社にはプロフェッショナル人材戦略拠点が掘り起こした人材ニーズを取り繫ぎます。

事業イメージ



登録人材紹介会社になるには…

「プロフェッショナル人材紹介会社登録要領」に基づき、登録申請書類を提出してください。

★ 申請期間

平成30年3月26日（月）～平成30年6月29日（金）（郵送の場合は必着）

- ・登録後は、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点の登録人材紹介会社一覧表に掲載します。
- ・申請期限前に締め切ることがあります。

【提出先・問合せ先】静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点 県庁事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課

電話 054-221-2825

E-mail koyou@pref.shizuoka.lg.jp

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/protou.html>

登録の資格、申請方法等については裏面をご覧ください。

登録の資格、申請方法等

1 登録の資格

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する有料職業紹介事業者とします。

ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金の 2 分の 1 以上を出資している法人は除きます。

2 登録申請方法

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領に定める人材紹介会社登録申請書（様式第 1 号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

【添付書類】

- ・ 有料職業紹介事業許可証の写し
- ・ 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- ・ 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- ・ 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- ・ 個人情報管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- ・ 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの（様式第 1 号別紙 1）
- ・ 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの（様式第 1 号別紙 2）
- ・ その他拠点が必要と認める書類

3 登録の決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、審査前に拠点担当者による事前ヒアリングを行うことがあります。

審査の結果、拠点が登録を認めるとした場合は登録に係る通知書を交付します。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、拠点が登録した日から平成 31 年 3 月までです。

5 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても拠点は登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 法第 32 条の 9 に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると拠点が認めたとき
- (3) 正当な理由がないのに、要領第 4 の条件に従わないとき

※詳細は、「プロフェッショナル人材紹介会社登録要領」で御確認ください。